

船舶事故調査報告書

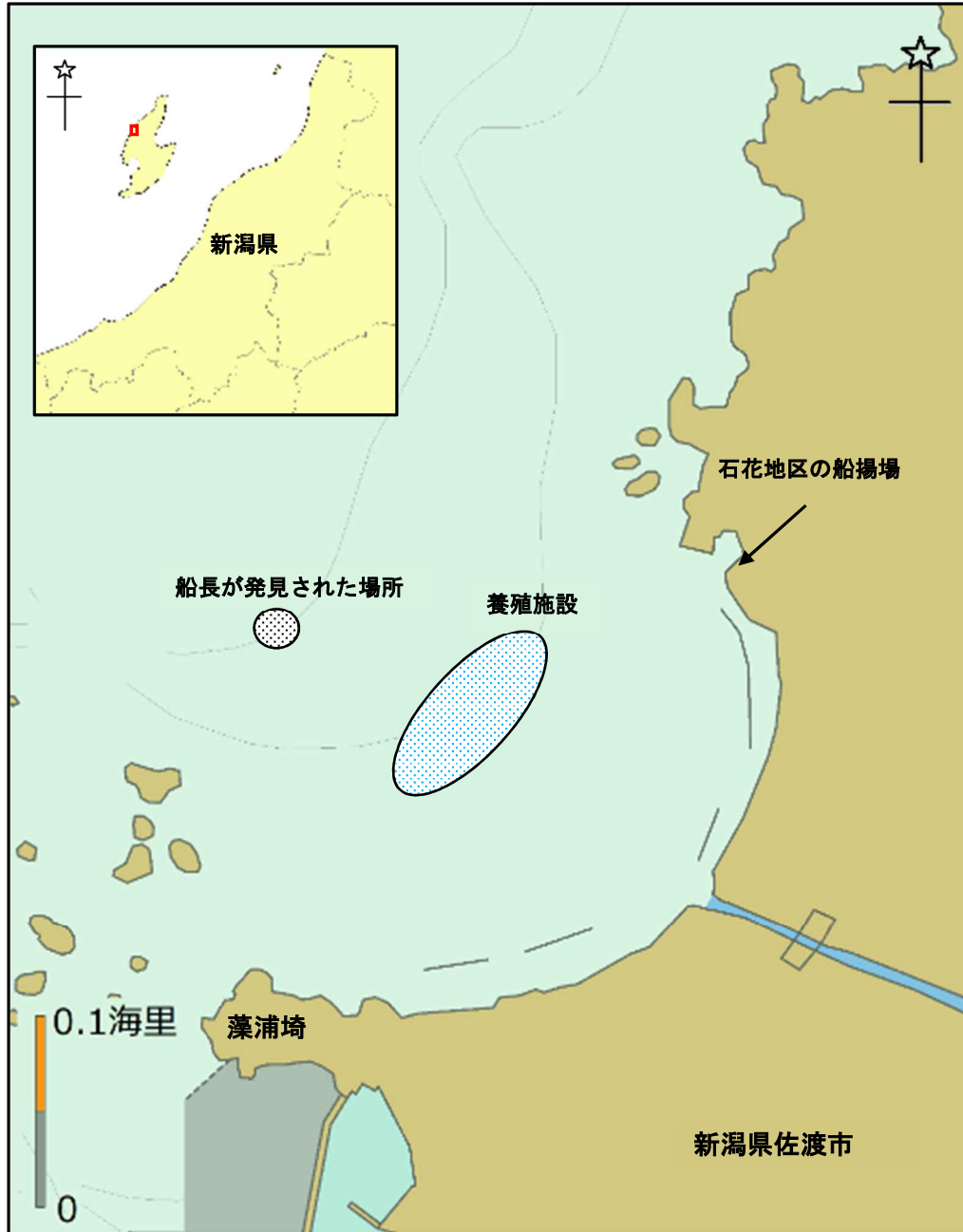
令和5年9月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年3月9日 06時30分ごろ～08時30分ごろの間） （死亡時刻：令和4年3月9日 12時03分）
発生場所	不明（新潟県佐渡市藻浦埼北東方）
事故の概要	漁船やまき丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 やまき丸、1.3トン NG3-16911（漁船登録番号）、個人所有 6.57m(Lr)×1.58m×0.72m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成7年
乗組員等に関する情報	船長 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月26日 免許証交付日 平成31年2月14日 （令和6年5月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東～南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約9℃
事故の経過	本船は、和船型の船外機船で、船長が1人で乗り組み、養殖わかめの収穫を行う目的で、令和4年3月9日06時30分ごろ、藻浦埼北方の養殖施設に向け、佐渡市石花地区の船揚場を出港した。 船長の家族は、船長が自宅を出発する際、遅くとも08時ごろまでには帰港する旨を聞いていたが、08時を過ぎても帰港しないので、08時30分ごろ陸岸から沖合を確認したところ、養殖施設付近に本船らしき船舶が確認できたものの、船長の姿が確認できなかったので、同じ集落に住む漁師（以下「僚船船長」という。）に船を出して本船及び船長の状況を確認してもらうよう依頼した。

	<p>本船は、09時00分ごろ藻浦埼北東方の漁場付近の海域を無人で巡回しているところを僚船船長に発見された。</p> <p>僚船船長は、船長が本船から落水したと思い、本事故の発生を船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に連絡した。</p> <p>所属漁協の職員は、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに、組合員及び水難救済会に船長の捜索を行ってもらおうよう依頼した。</p> <p>船長は、海上保安庁、僚船、水難救済会の所属船等による捜索が行われた結果、10時15分ごろ養殖施設の西方沖の海面に浮いていたところを、近隣の漁業協同組合に所属する漁師によって発見され、僚船に引き揚げられた後、石花地区の船揚場に運ばれた。</p> <p>船長は、消防の救急隊員によるAED（自動体外式除細動器）及び心臓マッサージ等の応急処置が行われた後、救急車により佐渡市内の病院に搬送されたものの、12時03分医師により死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が行う養殖わかめ漁は、海中にはえ縄式の養殖施設を敷設し、例年11月初旬ごろ親縄にわかめの種苗糸を巻き付けて育成させた後、翌年3月初旬から下旬までの間にかけて収穫が行われており、船長は、本事故当日が今シーズン初めての収穫であった。</p> <p>船長が行う養殖わかめの収穫は、船体を親縄に沿って移動させながら親縄を手で引き揚げ、育成されたわかめを刃物で切った後、親縄を海中に戻す作業を繰り返すものであった。（図1参照）</p> <div data-bbox="555 1281 1423 1550" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 わかめ養殖施設概略図</p> <p>石花地区の船揚場では、本事故当日、養殖わかめ漁で出港したのは本船のみであった。</p> <p>本船には、発見時、船内に収穫された養殖わかめが残されており、他船と衝突又は乗り揚げた際に生じるような痕跡は見受けられなかった。</p> <p>船長は、発見時、カッパの上下、ゴム長靴等を着用していたものの、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 船長の死因は、溺水であった。 船長は、06時30分ごろ船揚場を出港した後、08時30分ごろ藻浦埼北東方の漁場付近において、無人の状態の本船が発見されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられる。 本船は、発見された際、船体に他船との衝突痕等の損傷がなく、船内には収穫された養殖わかめが残された状態であったことから、船長は、養殖わかめの収穫作業中又は収穫作業後に落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、藻浦埼北東方の漁場付近において、船長が、養殖わかめの収穫作業中又は収穫作業後に落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船者は、暴露甲板上で作業を行う場合、救命胴衣を着用すること。 ・小型船舶に1人で乗り組む船長は、漁を行う際、作業時などに落水する可能性があるため、事前に縄ばしご等を装備し、安全を確保した上で作業を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（New pec 使用）

写真1 本船

